

(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備・運営事業要求水準書（設計・建設業務編）  
の一部改定について

平成29年4月26日付け埼玉西部環境保全組合公告に係る（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備・運営事業要求水準書（設計・建設業務編）について、下記のとおり一部改定する。

平成29年8月3日

埼玉西部環境保全組合  
管理者 藤 縄 善 朗

記

該当箇所		改定前	改定後
要求水準書（設計・建設業務編）	P46 第14節4 経費の負担	工事に係る検査及び試験の手続きは事業者が行い、その経費は事業者の負担とする。但し、監督員又は本組合の職員の旅費等（海外調達にともなう現地検査を含む。）も事業者の負担とする。	工事に係る検査及び試験の手続きは事業者が行い、その経費は事業者の負担とする。但し、監督員又は本組合の職員の旅費等は本組合の負担とする。